

鳥取県告示第519号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、鳥取県中部総合事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

平成22年8月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（2級基準点測量、3級水準測量）
- 2 作業期間 平成22年7月28日から平成23年2月28日まで
- 3 作業地域 東伯郡北栄町